

芦屋市火災予防条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省略)</p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (第45条の2・第45条の3)</u></p> <p>第6章・第7章 (省略)</p> <p>付則</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (省略)</p> <p><u>(18)の2</u> (省略)</p> <p><u>(18)の3</u> (省略)</p> <p>(19) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(3)の2</u> (省略)</p> <p><u>(3)の3</u> (省略)</p> <p>(4)～(10) (省略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (省略)</p> <p>第6章・第7章 (省略)</p> <p>付則</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(18) (省略)</p> <p><u>(18)の2</u> (省略)</p> <p><u>(18)の3</u> (省略)</p> <p>(19) (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(変電設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(3)の2</u> (省略)</p> <p><u>(3)の3</u> (省略)</p> <p>(4)～(10) (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p><u>(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。</u></p> <p>(10)～(13) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第21条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号の2</u>までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第23条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第20条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10)～(13) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(固体燃料を使用する器具)</p> <p>第21条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から<u>第9号</u>までの規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第23条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定</p>

改正案	現 行
<p>に限る。)を準用する。</p> <p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第24条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで、<u>第9号及び第9号の2</u>の規定を準用する。</p> <p><u>第5章の2 屋外催しに係る防火管理</u></p> <p><u>(指定催しの指定)</u></p> <p>第45条の2 <u>消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。</u></p> <p><u>(屋外催しに係る防火管理)</u></p> <p>第45条の3 <u>前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)</u></p>	<p>に限る。)を準用する。</p> <p>(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)</p> <p>第24条 火消つぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第20条第1項第1号から第7号まで<u>及び第9号</u>の規定を準用する。</p>

改正案	現 行
<p><u>次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</u></p> <p>(1) <u>防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。</u></p> <p>(2) <u>対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。</u></p> <p>(3) <u>対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>対象火気器具等に対する消火準備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。</u></p> <p>2 <u>前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長又は消防署長に提出しなければならない。</u></p> <p>（防火対象物の使用開始の届出等）</p> <p>第46条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 <u>前2項の届出をした者は、その届出に係る部分について、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。</u></p>	<p>（防火対象物の使用開始の届出等）</p> <p>第46条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 <u>前各項の届け出をした者は、その届け出に係る部分について、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。</u></p>

改正案	現 行
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(3)の2</u> (省略)</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p><u>(7)の2</u> (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p><u>(8)の2</u> (省略)</p> <p>(9)～(14) (省略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p><u>(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）</u></p> <p>(指定洞道等の届出)</p> <p>第48条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長_____が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケー</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第47条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(3)の2</u> (省略)</p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p><u>(7)の2</u> (省略)</p> <p>(8) (省略)</p> <p><u>(8)の2</u> (省略)</p> <p>(9)～(14) (省略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(指定洞道等の届出)</p> <p>第48条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りする隧道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長又は消防署長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケー</p>

改正案	現 行
<p>ブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>前2項</u>の届出をした者は、その届出に係る部分を使用する前又は埋設する前に消防長又は消防署長の検査若しくは確認を受けなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>第45条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかつた者</u></p> <p>第53条 法人<u>(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)</u>の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、<u>同条の刑を科する。</u></p>	<p>ブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>前各項</u>の届出をした者は、その<u>届け出</u>に係る部分を使用する前又は埋設する前に消防長又は消防署長の検査若しくは確認を受けなければならない。</p> <p>4 (省略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>第53条 法人_____の代表者_____又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>各本条に係る罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>

改正案	現 行
<u>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u>	